

# ワイワイひかり電話（ケーブルプラス電話）サービス規約

## 第1条（規約の適用）

- 本規約は、株式会社ケーブルメディアワイワイ（以下「ワイワイ」という）と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「KDD I：ケーブルプラス電話約款」という）を承諾し、KDD I株式会社（以下「KDD I」という）よりワイワイを介してワイワイひかり電話（ケーブルプラス電話サービス）（以下「ワイワイひかり電話」という）の提供を受ける者との間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。
- ワイワイ及びKDD Iがホームページその他の手段により通知する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

## 第2条（規約の変更）

- ワイワイは、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の条件は、変更後の規約によります。
- ワイワイが別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
  - 本規約及び別に定める事項の変更は、当社サイトにより告知するものとします。

## 第3条（契約の成立）

- ワイワイ所定の工事の申込みをする者が、本規約を承認し、別に定めるワイワイ所定の申込書に所要事項を記入のうえ、ワイワイに対しワイワイ所定の工事の申込みをし、ワイワイがこれを承諾した場合に、ワイワイと当該申込者との間で、本規約を内容とする契約が成立します。（以下契約成立後の当該申込者を「契約者」という）。
- ワイワイは前項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。
    - ワイワイひかり電話接続回線（以下、「電話接続回線」という）を設置し、又は保守することが技術上困難な場合。
    - 申込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがある場合。
    - 申込書の記載事項に虚偽、不備（名義、捺印、記入漏れ等をいいます。）がある場合。
    - 加入申込者が未成年、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、成年後見人の同意が得られないとき。
    - 料金等のお支払い方法について、ワイワイが定める方法に従っていただけないとき。
    - その他、当社の業務遂行上支障がある場合。
  - ワイワイは、本人及び年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。
  - 契約内容の変更には当社の定めた手数料がかかります。

## 第4条（加入申込の撤回等）

- 加入申込者は、加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回を行うことができます。
- 前項の規定による加入申込みの撤回は、前項の文書をワイワイが受領したときにその効力を生じます。
  - 加入契約後、外線（引込）工事、基本宅内工事等を着工済み、また完了済の場合には契約者はその工事に要した費用の全ての費用を負担するものとします。
  - 契約の撤回に伴い、当社は加入者の最寄りのクロージャからV-ONUまたはひかり成端箱またはタップオフから保安器までの外線（引込）工事に係る施工部分及び終端装置等を撤去し、契約者は工事費を支払うとともに撤去に伴う加入者が所有する敷地家屋、構造物等の回復を自己の負担にて行うものとし、ワイワイはその復旧について一切の責任を負いません。

## 第5条（設備の設置）

- 契約者は、ワイワイひかり電話を光ケーブルで提供できないサービスエリア及び施設等があることを理解し、ワイワイひかり電話への申込みをしたことをもって、ワイワイが、ワイワイひかり電話に必要な設備の設置を実施することにつき、承認したものとします。その工事及び保守等は、当社指定の機器、工法などにより、すべてワイワイまたはワイワイの指定する業者が行うものとします。尚、終端装置（タイプ1の場合）及び端末設備（タイプ2の場合）はワイワイが提供し、所有権もワイワイに帰属します。契約が撤回され、または契約が解除された場合、契約者は直ちに終端装置をワイワイに返却するものとします。尚、ワイワイに返却がない場合は、ワイワイは別に定める損害金を請求します。
- 施設の設置、保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
  - 契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、ワイワイの電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
  - 契約者は当社が提供した終端装置及び端末設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは、損壊等し又は線条その他の導体を接続しないこととします。契約者は故意又は過失により終端装置を故障、破損させた場合は、第1項で規定する未返却時の損害金を適用し、ワイワイに支払うものとします。

## 第6条（KDD I提供サービスに係る債権の譲渡等）

- 契約者は、KDD I：ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係るKDD Iの債権が、KDD Iの定めるところによりワイワイに譲渡されること、その結果ワイワイが当該債務の履行をを契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は、ワイワイ及びKDD Iが契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

## 第7条（料金）

- 適用条件（料金額）
- 第5条1項に定める設備の設置に伴う料金等（以下「設置料金」という）は契約者負担とし、その額は別に定める事とします。また、KDD Iが提供するワイワイひかり電話に係る料金はKDD I：ケーブルプラス電話約款に定めるところによります。
- 決済条件  
設置料金及び、前条に基づきKDD Iが当社に債権譲渡した料金（以下両者を併せて「本利用料金」という）の支払い方法は、ワイワイが別に定めるところによります。また、その請求についてワイワイ指定締日で行うこととします。
  - 延滞料金  
契約者が、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払い期日を経過してもなお支払わない場合には、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.9%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払い期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
  - ご請求  
本利用料金はワイワイの債権となりますので、請求はワイワイからとなります。
  - 手数料の支払  
約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、別表に定めた手続きに関する料金の支払いを要します。

## 第8条（サポート）

- 契約者がワイワイひかり電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題がないことを確認のうえ、ワイワイに申告していただきます。
- 前項の申告に基づき、ワイワイはワイワイ及びKDDIの設備の修理または対応（以下「サポート」という）のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。
  - 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びにワイワイまたはKDDIの責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、ワイワイは前項のサポートの責を負いません。

## 第9条（施設の故障等に伴う費用負担）

- ワイワイは、契約者からワイワイが提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとし、異常の原因が加入者施設による場合は、契約者は、その修復に要する費用（修復を伴わない場合は派遣に要した費用）の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとし、
- 契約者は、契約者の故意または過失により当社施設（当社機器等を含みます。）に故障または損傷が生じた場合は、この修復に要する費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとし、

## 第10条（利用の停止）

契約者が本利用料金等の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき（支払い期日を経過した後、ワイワイが指定する料金収納を行う店舗にて支払われた場合であって、ワイワイがその支払いの事実を確認できないときを含みます）は、ワイワイひかり電話の利用が停止されることがあります。

## 第11条（契約の解除）

- ワイワイは、次の場合には、本契約を解除することがあります。
- 工事費その他の債務の全部又は一部について支払い期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのある場合。
  - 契約の申込みにあたって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
  - ワイワイが契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊等し、又はその設備に線条その他の導体を連絡したとき。
  - 電気通信回線の地中化等、ワイワイ又は契約者の責に帰すべからざる事由によりワイワイの電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。
  - 契約又は契約者とワイワイとの間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。
  - その他ワイワイの業務遂行上支障がある場合。
- 尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

## 第12条（個人情報の取扱い）

- ワイワイは契約者の個人情報（以下「個人情報」という）を個人情報の保護に関する法律及びワイワイの「個人情報に関する宣言」に基づき、適切に取り扱うものとし、
- 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
    - サービスを提供すること（契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。）
    - サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行うこと。
    - 個々の契約者に有益と思われるワイワイのサービスまたはワイワイの業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。なお契約者は別途定める方法で届出ることにより、この取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
    - 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求め、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
    - サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
    - 契約者の解約日より10年間を限度として、(1)～(5)に定める利用目的のために個人情報を取り扱うものとし、加入者であったときのサービスの利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と認められた場合には上記の限度を超えて利用することができるものとし、
    - その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
    - 上記(1)～(7)にもかかわらず、次の場合にあっては、その限りではありません。
      - 法令に基づく場合。
      - 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
      - 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
      - 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
  - 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとし、

## 第13条（債権回収代行会社等への回収業務委託）

契約者が本利用料金の支払いを怠った場合は、収代行会社へ債権の回収業務を委託する必要があることを契約者は予め承諾するものとし、

## 第14条（紛争の処理）

ワイワイと契約者の間に紛争が生じた場合、延岡簡易裁判所または、宮崎地方裁判所延岡支部を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

## 第15条 定めなき事項

本規約に定めなき事項が生じた場合、ワイワイ及び契約者は本規約の趣旨に従い、意を持って協議の上解決にあたるものとし、

付則 本規約は令和3年4月1日から施行します。

### 契約変更手数料

項目	料金
T E L オプション申込	1,100円
T E L オプション解約	1,100円
請求書発行	550円